

長野県自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載契約書（案）

長野県知事 阿部 守一（以下「掲載者」という。）と
（以下「広告主」という。）は、自動車税種別割納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）の裏面への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 広告主は、別紙「長野県自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要綱」に基づき、掲載者が発送する封筒の裏面に広告を掲載することで、掲載者に対しその対価を支払う。

（広告物の発送時期）

第2条 広告を印刷した封筒は、令和7年4月25日（金）に発送する。
また、納税通知書返戻のため納期限を変更した再送付分は、7月中旬に発送する。

（契約金額等）

第3条 契約金額は、
円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
円）

2 広告主は、契約保証金
円をこの契約締結と同時に掲載者に支払う。
ただし、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は財務規則第143条各号に該当する場合は、契約保証金の支払いを免除する。

（契約金の納付方法等）

第4条 広告主は、契約金の納付について、封筒に掲載した広告の代金として、前条に定める金額を、令和7年5月30日（金）までに、掲載者の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 広告主は、前項で規定する期限までに契約金を納付しないときは、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、契約金に対し年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を掲載者に支払わなければならない。ただし、遅延利息の総額が千円に満たないときは、この限りではない。

（協議による契約の解除）

第5条 掲載者は、必要があるときは、広告主と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（掲載者の解除権）

第6条 掲載者は、広告主が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から掲載者が受けたとき。

2 前項の場合において、広告主に損害が生ずることがあっても、掲載者はその責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 広告主は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、掲載者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を掲載者に賠償しなければならない。

2 広告主は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、第3条第2項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として掲載者に納付しなければならない。

(権利、義務譲渡の禁止)

第8条 広告主は、掲載者の承諾を得ないで、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に必要な費用は、広告主の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 広告主は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(危険負担)

第11条 契約締結後、納税通知書の発送日までに掲載者、広告主双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害については、広告主の負担とする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第12条 広告主は、この契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく掲載者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(定めのない事項)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、掲載者と広告主が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、掲載者と広告主が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

掲載者 長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県知事 阿 部 守 一

広告主